

【文書名】

○ 「香川県警察緊急事態初動措置要綱」の一部改正について

(令和6年4月16日付け香警備第106号)

【概要】

緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確な初動措置を講ずるため、体制、認知後の措置要領等についての必要な事項を定めたものである。

主な内容は、基本方針、緊急事態の種別、初動措置主管課及び事案処理主管課、認知直後の措置、緊急事態対策本部等の設置、職員の招集等、関係所属の認知直後の措置要領、対策本部等の設置期間、要員の報告等である。